

## 委託業務仕様書

### 1 業務名

平成30年度 観光WEBサイト（宮古島 style）コンテンツ等整備業務

### 2 目的

本業務は、本市の観光に特化したWEBサイト（宮古島 style）のコンテンツを整備し、Facebook ページを随時更新することで観光地としての情報を積極的に発信し、ユーザーアクセス数の増加を図り、観光誘客につなげることを目的とする。

### 3 業務期間

契約締結日から平成31年3月15日（金）まで

### 4 提出書類

受託者は、本業務の着手及び完了に際し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 着手届
- (2) 管理責任者届
- (3) 業務工程表
- (4) 完了届
- (5) 業務に係る経費内訳書及び証憑書類
- (6) その他、委託者が指示する書類

### 5 業務内容

本業務では、事業の目的を達成する為、以下の業務を実施する。

なお、事業実施にあたっては、受託者が有する知見を積極的に活用し、業務目的の達成に資する提案等も行うものとする。

(1) スポーツイベントや音楽イベント、地域行事を紹介するコンテンツ追加  
各イベントへの誘客効果を高めるほか、観光客の地域行事への理解が深まるよう工夫すること。

(2) ソーシャルメディアとの連携

Facebook 等の SNS で情報発信を行い、ユーザーとのコミュニケーションを図ること。なお、SNS での情報発信の際には、公序良俗に反しないよう十分注意すること。

なお、Facebook への投稿数は 100 回以上とし、画像及び本文の重複は不可とする。

(3) 宮古島市が管理する各 WEB サイト及び観光協会等 WEB サイトとの連携

宮古島 style を入口として、宮古島市が管理している各 WEB サイト及び観光協会等の WEB サイトからユーザーがスムーズに情報を得られるよう工夫すること。

(4) ユーザーアクセスの調査・分析、アンケート調査及び報告書作成等

Web サイトを訪れたユーザー情報の調査・分析及びアンケートによる調査を実施する。

(5) その他の追加提案

仕様書に記載する項目の他、本業務遂行において効果的な提案があれば、追加事項を提案する。

## 6 成果物

本業務の成果物として、報告書（A4 版簡易製本 1 部、電子媒体 1 部）を提出すること。成果物の権利は、市の帰属とする。

## 7 契約に関する条件等

(1) 受託者は、本業務の成果物に関し、すべての著作権（財産権）を宮古島市に無償で譲渡するものとする。ただし、委託前から受託者の構成者が権利を有する著作物及び第三者が権利を有する著作物を利用する場合は事前に宮古島市の承諾を得るものとする。

(2) 本業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理すること。

(3) 受託者は、宮古島市の同意を得なければ、著作権法第 18 条（公表権）及び第 20 条（同一性保持権）に規定されている権利を行使することができないものとする。

## 8 納入場所

宮古島市 観光商工部 観光商工課

## 9 業務実施上の注意

受託者は、業務実施にあたって以下の各号を遵守しなければならない。

(1) 市と十分な協議のうえ本業務を実施すること。

(2) 業務を円滑・適正に運営するための組織・人員体制を確保すること。

(3) 本業務の経理を明確にするため、他の経理と明確に区分して会計処理を行う

こと。

- (4) 本業務の実施や成果の提出において、第三者の知的財産権等を侵害していないことを保証すること。
- (5) 個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (6) 契約期間中は本業務の進捗状況を随時市へ報告し、遂行すること。

## 10 その他事項

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。